

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 (第三者賃貸方式 三者間契約)
工事等の名称	松戸市基幹系システムプライベートクラウド賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	基幹系システムプライベートクラウド機器再リース契約
随意契約の理由	松戸市基幹系システムプライベートクラウドとは、住民情報の重要な要素となる税・国保・福祉関連システム等を稼働させるためのサーバ機器を、高度な災害対策やセキュリティ対策機能を有するデータセンターに設置し、通信用専用回線の二重化、バックアップデータ用 DR サイト等の活用により、「災害時における業務継続性の確保」を実現するものである。 また、それぞれのシステムごとに構築していたサーバ機器を仮想化基盤にて構築することにより、サーバ機器等のハードウェアの保有台数を削減し、「システムライフサイクルコストの削減」や「サーバ機器等のリソース最適化」を実現することを併せて目的としているものである。 データセンターの構築は、仮想基盤構築に係る高度な技術対応が必要であり、技術や機能も日々向上するうえ、データセンターの障害は広範囲な業務の停止に繋がるものであり、導入、運用に際し、専門的な技術や

	松戸市基幹系ネットワークの設定環境を熟知している事業者が適当である。 日本電気株式会社千葉支店においては、松戸市基幹系システムプライベートクラウドの構築事業者あり、データセンターに係る技術や状況、本市の運用を熟知している。 また、本機器等については令和7年2月28日付で長期賃貸借期間が満了し、令和8年3月31日まで再リース契約をしているが、前述のとおり現契約においては厳粛に業者選定しているとともに以下のとおりの条件を満たしている。 1. 機器使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない 2. 延長して賃貸借することにより、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。 3. 再リースによって、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 従って、本業務については、性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、日本電気株式会社千葉支店を契約相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、日本電気株式会社千葉支店を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1第1号の規定を適用し、1者のみ見積を徴するものとする。
--	---